

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェ クト名	管理 提案案 番号	提案主体 名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁		
130060	新エネルギーの利活用促進(バイオエタノール)	大気汚染防止法第19条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条	自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の3法律においてそれぞれ規格を定めているものであるが、道路運送車両法及び品質法での燃料規格は、大気汚染防止法第19条第1項及び第19条第2項の規格を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車燃料の性状に関する許容限度及び自動車燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率13%までを規定している。また、品質法及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については脂肪族メチルエステル5%(B5)までと規定している。	バイオエタノールを10%混合したガソリン(E10)に対応した車が広く公道を走行することを可能とする。E10の普及及びE10対応車へのE10の供給を可能とする。	バイオエタノールは、規格外小麦等から製造し、ガソリンと混合して自動車用燃料として使用することができる。バイオマスから製造するため、カーボニュートラルであり、CO2の排出量削減に資する。	政府が「温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減」を打ち出されたところであるが、達成するためには、運輸部門のCO2排出削減は必須であることから、バイオエタノールの高集中度混合利用の早期実施を提案する。													経済産業省 国土交通省 環境省	
130070	新エネルギーの利活用の促進(BDF)	揮発油等の品質の確保等に関する法律第17条の第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項、第15項、第16項、第17項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項、第31項、第32項、第33項、第34項、第35項、第36項、第37項、第38項、第39項、第40項、第41項、第42項、第43項、第44項、第45項、第46項、第47項、第48項、第49項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項、第56項、第57項、第58項、第59項、第60項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第68項、第69項、第70項、第71項、第72項、第73項、第74項、第75項、第76項、第77項、第78項、第79項、第80項、第81項、第82項、第83項、第84項、第85項、第86項、第87項、第88項、第89項、第90項、第91項、第92項、第93項、第94項、第95項、第96項、第97項、第98項、第99項、第100項	揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品質法」という。)においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第19条第2項の規格を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については脂肪族メチルエステル5%(B5)までと規定している。	軽油へのバイオディーゼー(BDF)の混合率の上限を20%とする。	BDFは、廃食用油から製造し、カーボニュートラルである。軽油と混合することにより自動車用燃料として使用することができ、CO2の排出量削減に資する。	政府が「温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減」を打ち出されたところであるが、達成するためには、運輸部門のCO2排出削減は必須であることから、BDFの高集中度混合利用の早期実施を提案する。														経済産業省 環境省
130080	エコポイント宝くじ	刑法(第185条、第187条)不当業品類及び不当表示防止法 電機法 当せん金付証票法	宝くじの発売、宝くじ発売の取次ぎ、宝くじの授受の禁止。 経済の現状に即応して、当分の間、当せん金付証票の発売により、浮動購買力を吸収し、もって地方財政資金の調達に資することを目的とする。	今回提案する「エコポイント宝くじ(宝券)」とは、当選品付き抽選券を、個人等が所有しているエコポイントと交換で取得し、いずれかの応募者に環境配慮型商品を提供するシステムです。 現在、刑法の特例として、地方財政資金の調達を目的に、都道府県等に宝くじの発売が認められているところですが、このエコポイント宝くじについては、現金ではなくエコポイントを抽選券と交換でき、【宝券とエネルギー】分野で政府が進める低炭素社会の実現に特化した事業形態で考えられています。	地球温暖化対策の1つの手段として提案させて頂くこのエコポイント宝くじ創設は、当社の特許権を利用したシステムであり、個人等から一定のエコポイントを協賛・拠出頂き、一定の算出方法で環境配慮型商品が寄贈されるというものであります。この算出方法は現状行われている宝くじ方式、町内会などで利用されているガソリン抽選方式と一緒です。 エコポイント宝くじのシステムとしては、エコポイントとの交換による抽選券の入手し応募者。当選品としてエコカーや太陽光発電システムなどの環境配慮型商品が当選するものです。また、応募者から拠出されたエコポイントの一部を、幼児施設(保育所・幼稚園等)などの公益的なエコ事業の促進に充てる予定です。全てが【宝券とエネルギー】分野で政府が進める低炭素社会の実現に特化した事業形態で考えられています。	C	I										株式会社 市経商事	福井県	総務省 法務省 経済産業省 環境省 消費者庁	
130090	新エネルギーの利活用の促進	揮発油等の品質の確保等に関する法律第17条の第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項、第15項、第16項、第17項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項、第31項、第32項、第33項、第34項、第35項、第36項、第37項、第38項、第39項、第40項、第41項、第42項、第43項、第44項、第45項、第46項、第47項、第48項、第49項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項、第56項、第57項、第58項、第59項、第60項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第68項、第69項、第70項、第71項、第72項、第73項、第74項、第75項、第76項、第77項、第78項、第79項、第80項、第81項、第82項、第83項、第84項、第85項、第86項、第87項、第88項、第89項、第90項、第91項、第92項、第93項、第94項、第95項、第96項、第97項、第98項、第99項、第100項	揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品質法」という。)においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第19条第2項の規格を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については脂肪族メチルエステル5%(B5)までと規定している。	揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品質法」という。)においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第19条第2項の規格を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については脂肪族メチルエステル5%(B5)までと規定している。	BDFは、廃食用油から製造し、カーボニュートラルである。軽油と混合することにより自動車用燃料として使用することができ、CO2の排出量削減に資する。														経済産業省 環境省	